

令和7年10月21日

お客様各位

県央愛川農業協同組合

## 法人の口座開設を希望されるお客さまへ

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

昨今、振り込め詐欺、盗難カード等による貯金の不正な払戻し、マネー・ロンダリングなどの金融犯罪が社会問題になっており、J Aに対しても「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等の法令により貯金口座を厳格に管理することが求められております。

このような背景から、当組合では**令和7年12月1日**より法人の口座開設をされるお客様に以下の確認等をさせていただきます。お客さまにはご不便・お手数をおかけしますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 新規口座開設をお断りする場合について

当J Aの事業エリア内に「本社」や「営業所」等がない場合は、原則口座開設をお断りさせていただきます。なお、当J Aの事業エリアは「愛川町」でございます。

また、申し込まれた店舗によっては「本社」や「営業所」等の最寄りの店舗をご案内する場合がございます。

#### 2. 口座開設にあたっての審査期間について

当組合において、口座開設にかかる審査を実施し、後日、審査結果をご連絡します。

※審査には平均1か月程度を必要とします。また、休祝日を挟む場合（ゴールデンウィーク、年末年始等）や、お申し込みが集中した場合などは、審査に相当の期間（2か月超）を要することがありますのでご了承ください。

#### 3. 必要書類について

審査のためにお持ちいただくものは次のとおりです。口座開設の際は改めてご来店いただき、当J A所定の口座開設申込書等の記入をお願いいたします。

| お持ちいただく書類等※ <sup>1</sup> |                                                                                                         |
|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)                      | 登記事項証明書(履歴事項全部証明書など、発効日から6ヶ月以内)                                                                         |
| (2)                      | 印鑑登録証明書(発効日から6ヶ月以内)                                                                                     |
| (3)                      | 定款                                                                                                      |
| (4)                      | 決算書(新規設立法人であれば事業計画書)                                                                                    |
| (5)                      | 法人税確定申告書(別表2)※ <sup>2</sup> 、公証人発行の申告受理及び認証証明書※ <sup>3</sup> 、実質的支配者リスト(BO リスト)の写し※ <sup>4</sup> のいずれか  |
| (6)                      | 事業実態を確認する資料<br>(法人設立届出書、法人の Web サイト URL、事業に必要な行政庁の許認可証、会社案内・商品案内パンフレット、法人名義の国税または地方税の領収書、受注書・発注書や請求書など) |
| (7)                      | 取引担当者(来店された方)の本人確認書類(運転免許証やマイナンバーカードなど)                                                                 |

※ ・上記の書類をご提出いただけない場合や審査の結果、法人名義での口座開設のお申し込みを受付いたしかねる場合がありますのでご了承ください。

※ 1 ・いずれの書類も原本をご用意ください。写しを取得後お返しします。

・上記は一例です。審査の過程で追加の書類提出をお願いする場合がございます。

※ 2 ・一度でも確定申告をしている株式会社(特例有限会社を含む)、合名会社、合資会社、合同会社が対象となります。

※ 3 ・平成30年11月30日以降に新設した株式会社、一般社団法人、一般財団法人が対象となります。

※ 4 ・令和4年1月31日から商業登記所で発行。株式会社(特例有限会社を含む)が対象となります。

以 上